

南砺市社会福祉協議会 ふれあい・いきいきサロン事業「だれでも型」実施要綱

1. 目的

この事業は、年齢や性別、障がいの有無に関わらず、地域の身近な場所で誰もが気軽に集うことができる居場所づくりに取り組む団体に対して、地域での孤立防止や地域で支えあう仕組みづくりを目的に支援を行う。

2. 活動内容

活動内容は、参加者の希望を取り入れながら実施する。

3. 対象団体

参加者数が5人以上で、年間4回以上の活動を行う南砺市内の地域住民グループ。

ただし、集落や地区などの地域住民へ声をかけて広く社会参加を募っている団体に限る。サークル活動や趣味の会は対象外とする。

4. 開催場所

南砺市内の公民館など、参加者が徒歩などで集まりやすい場所で開催することを原則とする。

5. 助成金

助成額は別表1基準額に開催回数分を乗じた額とする。ただし、年間24回を上限とする。また、サロンの開催回数や年間平均人数に変更がある場合は、申請に基づき、助成金の増額、返金を行う。

サロン助成にかかる経費の領収書は、各団体において5年間保存する。

助成総額は市社協の予算の範囲内とする。

6. 交付時期


交付決定通知後、6月に指定口座へ送金する。

7. 財源

赤い羽根共同募金を財源とする。

身近な地域に役立てられていることを広く周知する。

サロンのチラシ等に共同募金の助成を受けていることを明記する。

例：「 赤い羽根共同募金の助成により事業を実施しています」

附 則

この要綱は、5年ごとに見直しを行うものとする。

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

別表1 「だれでも型」サロン助成基準額表

年間平均参加者数	1回あたりの基準額
5人以上20人まで	2,000円
21人以上	3,000円